

令和6年度南阿蘇村高齢者通いの場 新規登録団体を募集します！

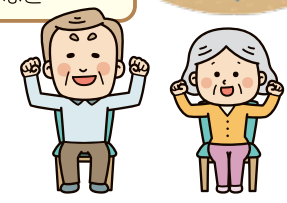
通いの場は、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」「介護予防」の輪を広げる場所です。昨年度は村内22カ所で活動がありました。

「通いの場」に決まった定義はありませんが、国は週1回以上の介護予防活動（体操や脳トレなど）を実施することを推奨しています。



村の支援内容

- 体操のDVD配布
- 健康教室（希望に応じて実施）
- 専門職による現地支援（希望に応じて支援）



新規登録方法

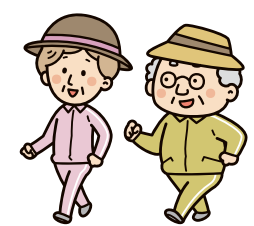
1. 健康推進課へ問い合わせまたは申し込みフォームで事前に来庁予約をおこなってください。
2. 健康推進課窓口へ来庁し、申請書および年間計画書などを記入・提出してください。
3. 登録決定後、村から決定通知書が代表者へ送付されます。



通いの場の補助金制度もあります！

補助要件

- 対象者は以下の要件を満たす地域団体となります。
- ①事業の利用対象者は村内に住む65歳以上の高齢者であること。ただし、利用対象者は複数の通いの場に所属することはできないこととする。
 - ②原則週1回以上開催し、1回の開催時間の基準は2時間以上であること。
 - ③年間40回以上実施すること。
 - ④1回の開催にあたりおおむね5人以上参加していること。
 - ⑤活動内容は、参加者の実績に応じた多様な活動とすること。ただし、特定のスポーツや趣味などの参加者が限定される活動は認めないこととする。
 - ⑥定められた様式で活動日誌を整備すること。
 - ⑦政治、宗教などの活動や営利を目的とした団体でないこと。



補助金額

下記の表に掲げる額をすべて合算した額とします。

区分	補助金額（算出方法）
基本額	60,000円
参加人数加算額	申請時参加人数 × 4,000円
開催回数増減額	(開催実回数 - 40回) × 1,500円 ただし、上限30,000円とする。

※年度途中で事業を開始した場合、年度末までの月数による月割りとし、基本額および参加人数加算額を合算した額とします。千円未満の端数については切り捨てとします。

